

みどり市起業家チャレンジ資金融資案内

新たに事業を開始するため、又は新たな事業に業種転換するための資金を必要としている方は、本資金をご利用下さい。

区 分	
融 資 対 象 者	新たに事業を開始する者、新たな事業に業種転換する者で具体的な計画を有する者(融資決定後1カ月以内に創業する者)または事業開始後1年未満の者で、市税等に未納のないもの
資 金 使 途	創業または業種転換のための運転資金及び設備資金
融 資 限 度 額	1,000万円
融 資 期 間	運転資金 5年以内・設備資金 10年以内 (各1年以内の措置期間を含む) 運転・設備併用の場合は10年以内
融 資 利 率	1.7%以内 (別途信用保証料が必要となります) ※市の利子補給制度の対象となります
返 済 方 法	元金均等月賦返済
信 用 保 証	信用保証協会の保証を付けていただきます
保 証 人	原則として法人代表者以外の保証人は不要とします
担 保	金融機関及び保証協会の定めるところによります
申 込 期 間	随時受付いたします
取扱い金融機関 (申し込み先)	市内の銀行、信用金庫、信用組合
申込に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ・みどり市起業家チャレンジ資金事業計画承認申請書 ・信用保証申込に関する書類一式 ・個人情報の提供に関する同意書 ・暴力団等でないことの誓約書 ・見積書, カタログ等 (設備の場合) ・見積書, 図面及び建築確認書の写し (建物の場合) ・運転資金の必要額明細書 ・土地登記簿謄本 (新築の場合), 土地家屋の登記簿謄本 (増改築の場合) ・所有者の承諾書 (借地借家の場合) ・前年の源泉徴収票, 所得証明書 ・許認可書の写し (許認可が必要な業種の場合) ・履歴事項全部証明書 (法人の場合) ・フライチャイズチェーンに加盟する場合は、フライチャイズ契約 ・2年間の収支計画及び資金繰り表 ・決算書及び勘定科目明細書 (個人の場合, 資産負債状況及び収支状況調) ・試算表 (決算時期が申請時期より6箇月以上前の場合) ・未納税額のないことの証明書 (市税) ・その他市長が必要と認めるもの
問い合わせ先	みどり市大間々庁舎 (みどり市大間々町大間々1511) 産業観光部商工課商工労政係 TEL 76-1938 FAX 76-9049